

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年6月15日)

- 1 令和3年度第1回鳥取県協働連携会議の開催結果について
【県民参画協働課】・・・ 2ページ
- 2 東京五輪事前合宿（セーリング国際チーム）受入中止等について
【スポーツ課】・・・ 3ページ
- 3 東京2020オリンピック聖火リレーの実施結果について
【スポーツ課】・・・ 4ページ
- 4 株式会社ハピネライフー光との中山間集落見守り活動に関する協定の締結について
【中山間地域政策課】・・・ 6ページ
- 5 国重要伝統的建造物群保存地区の新規選定について（若桜町若桜）
【文化財課】・・・ 7ページ
- 6 鳥取県と学校法人藤田学院との災害時の施設等の提供に関する協定締結について
【中部総合事務所県民福祉局】・・・ 9ページ
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【スポーツ課】・・・ 11ページ

地域づくり推進部

令和3年度第1回鳥取県協働連携会議の開催結果について

令和3年6月15日
県民参画協働課

本年度より、地域活性化に繋がる規制改革の取組及び民間事業者等が鳥取県と協働して行う地域活性化や県の課題解決につながる取組を推進するため、有識者等から意見聴取を行う「鳥取県協働連携会議」を設置し、この度、第1回会議を開催しましたので、概要を報告します。

1 開催概要

(1) 期日：令和3年6月2日（水）※オンライン開催

(2) 委員：計11名（出席8名、欠席3名）

※従来の鳥取県規制改革会議に、民間事業者と県による協働の取組に関する事項を追加し再構成

区分	所属・役職	氏名	出欠
高等教育機関	鳥取大学理事・副学長	細井 由彦(ほそいよしひこ)※座長	出席
金融機関	日本政策金融公庫鳥取支店長兼中小企業事業統轄	堂脇 慎(どうわきまこと)	(欠席)
	株式会社鳥取銀行デジタル戦略部次長	森本 由美子(もりもとゆみこ)	出席
産業関係	福祉分野 鳥取県社会福祉協議会地域福祉部主幹	杉本 優江(すぎもとまさえ)	出席
	商工分野 倉吉市商工会議所女性会前会長	藤井 豊子(ふじいとよこ)	出席
	農業分野 鳥取県農業協同組合中央会経営支援部統括部長	八木 雅人(やぎまさと)	(欠席)
報道機関	新日本海新聞社地域プロデュース局長	遠藤 一郎(えんどういちろう)	出席
県行政に識見を有する者	税理士 ※元県監査委員	湯口 夏史(ゆぐちなつみ)	出席
市町村職員	米子市総務部調査課長	足立 聡(あだちさとし)	(欠席)
公募委員	—	神戸 貴子(かんべたかこ)	出席
	—	上田 知子(うえたさとこ)	出席

(3) 開催結果

ア これまでの鳥取県の協働連携の取組や、今年度新たに開設した「民間提案事業サポートデスク」の対応状況について報告を行った。

提案・相談件数12件（内訳：相談受付中5件、対応・調整中7件、対応済0件）※4/1～5/28

【委員からの主な意見】

- ・時間とともに提案の数が減ることがないように、様々な広報手段を活用しながら、幅広い相談・提案に対応できるよう工夫してもらいたい。
- ・スーパーボランティア制度や企業等との包括連携協定は素晴らしい取組。これら協働連携の取組を県民に広く知ってもらうことが出来れば、自分達もやってみようという民間事業者や団体等も出てくると思う。
- ・「民間提案事業サポートデスク」と協働連携の取組事例を併せて周知すれば、民間事業者がどこに相談したら良いか分かるし、自分達が提案するイメージも湧きやすい。

イ 本県が協働連携を推進するための基本的な方針やルール等を定めたガイドラインを、令和3年度中に策定する方針であることについて説明を行った。

【委員からの主な意見】

- ・民間と行政が連携して持続可能な県民サービスを提供するには、各種規制がネックとなる場合もあるため、特区を活用するなど取り組みを工夫してもらいたい。

2 今後の進め方

- (1) 民間事業者等に協働連携の取組の周知・浸透を図るため、ホームページの充実やSNSの活用など、効果的な広報について検討する。
- (2) 協働連携会議や議会等からご意見を伺うとともに、民間提案事業サポートデスクの取組等を通して、ガイドラインの骨格案を作成し、鳥取県の実情に即したより実効性の高いガイドラインとするよう作業を進める。

東京五輪事前合宿(セーリング国際チーム)受入中止等について

令和3年6月15日
スポーツ課

本県で受入を予定していたクロアチア拠点のセーリングチームの東京五輪事前合宿が中止となりました。また、本県での合宿誘致に向けた交渉を継続していた女子サッカーカナダ代表チームとの交渉打ち切りを決定しました。

1. クロアチア拠点セーリングチーム

クロアチアに拠点を置く「JK モルナルインターナショナルセーリングレーザーチーム」のヨゾ・ヤケリッチコーチから5月24日に連絡があり、7月に境港市で実施を予定していた東京五輪事前合宿を中止する旨の連絡がありました。

同コーチによると、「この状況下において両者（鳥取県、JK モルナル）にとって一番妥当な決定は、境港での事前合宿を中止することだ。大会組織委員会発行のプレイブック、オリンピック委員会、ワールドセーリング（国際競技団体）等から寄せられる情報や規則によると、事前合宿のために早めに入国するには制約が非常に多く、複雑であり、大会におけるチームのパフォーマンスに大きなリスクが生じることから、中止を決定した。」とのこと。

本県としましては、事前合宿の中止決定はやむを得ないと考えており、コロナ禍終息後には引き続きセーリングの聖地・境港を活用していただくよう働きかけていきます。

2. 女子サッカーカナダ代表

鳥取市での東京五輪事前合宿誘致に向けた交渉を継続していた女子サッカーカナダ代表チームとの交渉打ち切りを決定しました。

同チームとは2019年10月に初めて接触し、2020年3月末に予定していた県内競技施設等の視察はコロナ禍の影響により中止となりましたが、それ以降も交渉を継続していました。

4月に同チーム幹部から合宿実施条件が提示され、鳥取市、鳥取県サッカー協会と共に宿泊先手配、競技施設確保等の調整を進めましたが、合宿希望期間中の客室及び付帯施設（会議、食事会場等）の予約・確保ができず、受入は難しいと判断し、6月1日付で交渉打ち切りの旨を同チームへ伝達しました。

なお、陸上競技をはじめとするジャマイカ選手団、及びスポーツクライミングフランス代表は当初の計画どおり事前合宿を実施する予定です。受入にあたっては、新型コロナウイルス感染対策が最大の懸案であり、県内の新型コロナウイルス感染状況を注視しながら受入各市、各保健所、医療機関、競技団体、宿泊施設等の関係者と連携して受入体制を構築し、感染対策をしっかりと講じて受入れ準備を進めていきます。

東京 2020 オリンピック聖火リレーの実施結果について

令和3年6月15日
スポーツ課

東京 2020 オリンピック聖火リレーについては、5/21, 22 の両日実施されたが、天候にも恵まれ、173 人の聖火ランナーが県内全 19 市町村を駆け抜け、兵庫県へと繋ぐことができた。

1 実施結果総括

- 2日間において、事故や大きなトラブルなく終了。
- 沿道においても、継続的に密状態になった箇所は認められなかった。
⇒一部、局所的に密に近い状態が認められた箇所（鳥取駅前花時計周辺付近）はあったものの、沿道スタッフの誘導により、密状態は短時間で解消された。
- 組織委員会からは、初日の一部区間において「沿道でランナーと並走する観覧客がいるので注意喚起を」との指摘があり、それ以降の区間において、県実施本部から各市町村や警備会社に連絡を行い、並走防止の徹底を図り、改善された。それ以外についての指摘はなし。
- オリンピックへのネガティブな空気や否定的な意見がある中でのリレーであったが、実際実施してみると、多くの県民がオリンピックや聖火リレーを楽しみにし、歓迎している雰囲気が沿道等で感じられた。

2 通過市町村について

日時	通過市町村	セレブレーション (聖火到着を祝う式典)会場
【1日目】 5/21 (金)	境港市、米子市、日吉津村、南部町、日南町、日野町、伯耆町、江府町、大山町、倉吉市	倉吉市営ラグビー場
【2日目】 5/22 (土)	琴浦町、北栄町、三朝町、湯梨浜町、岩美町、八頭町、智頭町、若桜町、鳥取市	布勢総合運動公園・球技場

※2日間合計で約31キロ走行

3 聖火ランナーについて

○173名（※当初予定の178名から直前辞退等により5名減）が県内を2日間にわたり走行。

4 観覧者数について

- 沿道観覧者 15,000人（5/21：7,910人 5/22：7,090人）
⇒短縮区間においては定員を設け事前申込制を実施したが、定員を超えて抽選となったのは琴浦・南部町のみ。あらかじめ想定した密にならない収容人数（定員）を、すべての区間で下回った。
- セレブレーション観覧者 600人（5/21 倉吉会場：300人 5/22 布勢会場：300人）
⇒事前申込制を実施したが、いずれも定員を下回る申し込み。
※沿道・セレブレーションともに、ネットライブ中継の呼びかけ等により観覧者抑制につながったものと思われる。

5 セレブレーションについて

- <1日目の倉吉会場（倉吉市営ラグビー場）>
 - ・1日目の最終ランナーである“共生社会とっとり「チームあいサポート」”のメンバー8名（グループランナー）が、聖火皿に点火し、1日目のリレーが終了。
 - ・鳥取県中部地震からの「福高」をテーマに、福高祭実行委員会（小林実行委員長他）による「福高宣言」を実施。
- <2日目の鳥取会場（布勢総合運動公園・球技場）>
 - ・「因幡麒麟獅子舞の会」による獅子舞の披露。
 - ・2日目の最終ランナーである今本由紀さん（鳥取盲ろう者友の会・副会長）が聖火皿に点火し、2日目のリレーが終了。

6 三密対策について

- 定員を設けない箇所（境港市、米子市、倉吉市、北栄町、鳥取市）での対策
 - ・観覧エリアを、車道上に展開する、道の両側に設定する等して拡大し、警備員及びスタッフも増員し、メッセージボードによる観覧者誘導及び注意喚起を強化することで感染リスク低減を図った。
- ライブ中継の視聴勧奨のお知らせ
 - ・県や市町村のホームページやSNSで広報・周知を実施。

【参考】聖火リレー実施状況（東京2020組織委員会提供）



1 日目の出発式（境港市）



1 日目の最終ランナー到着時（倉吉市）



2 日目のランナー走行の様子（岩美町）



2 日目の最終ランナー到着時（鳥取市）

株式会社ハピネライフ一光との中山間集落見守り活動に関する協定の締結について

令和3年6月15日
中山間地域政策課

中山間地域に暮らす高齢者など住民の安全・安心な暮らしを守るため、株式会社ハピネライフ一光^{いっこう}、日南町及び鳥取県は、中山間集落見守り活動に関する協定を締結し、次のとおり締結式を行いました。

1 日 時 令和3年6月10日（木）午後3時から

2 場 所 日南町役場 第2会議室

3 出席者

株式会社ハピネライフ一光 代表取締役 小島 克己（こじま かつみ）氏
日南町 町長 中村 英明（なかむら ひであき）氏
鳥取県 西部総合事務所日野振興センター所長 栃本 義博

4 協定内容

（1）見守り活動の内容等

対象地域において、社員等が事業活動時に高齢者の異常等を発見した際に日南町へ連絡する。

〔対象地域〕日南町のうち、事業者が日常的に業務を行う地域

（2）協定期間

令和3年6月10日から令和4年6月9日までの1年間
（以後、協定締結者から終了の意思表示がなければ1年間更新）



【参考】

- 協定締結の状況 今回の協定締結によって計73事業者となる。
- 見守り活動の通報事例
 - ・移動販売車で移動中、側溝にはまって倒れている女性を発見し、救急車を手配。病院搬送され、その後女性は助かった（H25年 南部町）
 - ・移動販売の最中に玄関先で倒れている家人を発見。救急車で搬送され一命をとりとめた（R2年 日野町）

■株式会社ハピネライフ一光の概要

社 名 株式会社ハピネライフ一光
所 在 地 三重県津市西丸之内36番25号
（米子支社：鳥取県米子市両三柳4489-1）
事 業 内 容 介護施設運営、福祉用具の販売・貸与、住宅改修
設立年月日 平成17(2005)年10月
従 業 員 数 760名（グループ含む）

国重要伝統的建造物群保存地区の新規選定について（若桜町若桜）

令和3年6月15日
文化財局文化財課

国の文化審議会（文部科学大臣の諮問機関、会長佐藤信東京大学名誉教授）は、令和3年5月21日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記の文化財を「国重要伝統的建造物群保存地区」として選定することについて文化庁長官に答申しました。

記

- 1 名 称 若桜町若桜伝統的建造物群保存地区（令和3年2月22日、町都市計画決定）
- 2 所 在 地 若桜町大字若桜字新町、字上町、字中町、字浦町、字下町、字蓮教寺町下モ、字農人町上分、字農人町下分、字猿ノ下夕、字隈田及び字坂川の各一部
約9.5ヘクタール
- 3 選定基準 伝統的建造物群およびその周辺の環境が地域的特色を顕著に示しているもの
- 4 文化財の概要

若桜町若桜伝統的建造物群保存地区は、若桜鬼ヶ城の城下町を起源とし、旧若桜街道沿いの宿場町としての機能を持ちつつ近郷の物資の集積地として栄えた商家町である。明治18年の大火後に建てられた切妻造平入の伝統的な町家や、敷地背面側の土蔵等、防火を考慮して形成された町並みが自然地形を生かした用水とともによく残る。大火を経て復興した山陰地方山間部の商家町として歴史的な風致をよく伝える。

【伝統的建造物群保存地区とは】

昭和50年の文化財保護法の改正によって発足した制度。周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの（伝統的建造物群）、およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が地域地区として都市計画もしくは条例で定める。

さらに、市町村は地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存活用計画を定める。国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定している。

○今回答申が行われた国重要伝統的建造物群保存地区 3件（選定後の全件数126件）

○県内の国重要伝統的建造物群保存地区（今回選定後）

名 称	所在地	指定年月日
倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区	倉吉市	平成10年12月25日 平成22年12月24日追加選定
大山町所子伝統的建造物群保存地区	大山町	平成25年12月27日
若桜町若桜伝統的建造物群保存地区	若桜町	令和3年中の予定

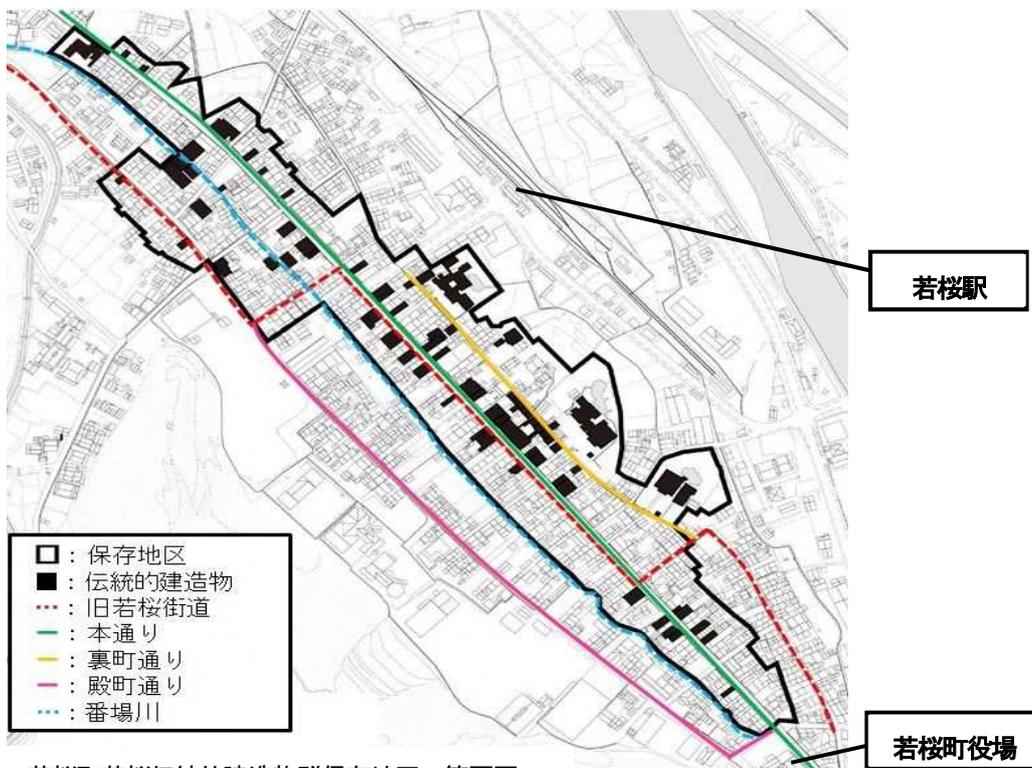
若桜町若桜伝統的建造物群保存地区について

概 要

若桜は16世紀末から17世紀初頭にかけて整備された若桜鬼ヶ城の城下町を基礎に、交通の要所として江戸時代には宿場町として栄え、近代以降も若桜と姫路を結ぶ交通の要所として、幹線道路が整備された。

明治18年には、町の大部分が焼失する大火に見舞われたが、その直後に住民により防災対策を盛り込んだ復興計画が議決された。これにより本通り（旧若桜街道）の直線化や本通りに沿ってカリヤと呼ばれる庇と用水を設けること、敷地背面の道に土蔵とすること等、現在もみられる若桜の町並みが整えられた。

保存地区は、大火後に整備された本通り沿いを主とした範囲とする。本通りに面して大火直後から昭和30年頃までに建てられた伝統的な町家が建ち、敷地背面には土蔵が建ち並ぶ。また北側には寺院が配置される。本通り両側と南側背面には、八東川から取水した「カワ」と呼ばれる水路が西へ流れ、カワから水を取り込むための「イトバ」と呼ばれる水汲み場や、「ホリ」と呼ばれる貯水槽もみられる。建物主屋は主に二階建の切妻造平入の瓦葺き又は鉄板葺きとし、正面には庇（カリヤ）をつける。このカリヤは、積雪時にはアーケードとしての役割を果たしていた。



若桜町若桜伝統的建造物群保存地区 範囲図



本通りの町並み（若桜町教育委員会提供）



敷地背面に並ぶ土蔵（提供：若桜町教育委員会）

鳥取県と学校法人藤田学院との災害時の施設等の提供に関する協定締結について

令和3年6月15日
中部総合事務所県民福祉局

中部総合事務所が天神川水系の氾濫により浸水し、業務を遂行することが困難となる恐れがある場合において、学校法人藤田学院が所有する鳥取看護大学及び鳥取短期大学の施設の提供を受け事務所機能を移転し、業務継続するため、鳥取県と学校法人藤田学院との間で協定を締結したので報告します。

1 協定締結式

- (1) 日時 6月5日(土) 午後4時15分から4時45分まで
- (2) 場所 学校法人藤田学院 交流センター2階 中講義室(倉吉市福庭)
- (3) 出席者
 - ・鳥取県
知事 平井 伸治
 - ・学校法人藤田学院
理事長 山田 修平(やまだ しゅうへい)氏



(協定締結式の様子)

2 協定の概要

- (1) 協定の名称
災害時における鳥取看護大学及び鳥取短期大学の施設等の提供に関する協定

- (2) 協定締結の経緯

中部総合事務所では、天神川水系の氾濫により浸水し業務を継続できない場合には、北栄町にある県有施設2カ所を機能移転先としていた。しかしながら、総合事務所から10km以上離れ、移動に時間がかかること、職員が2カ所に分散しなければならないなどの課題があった。学校法人藤田学院の施設は、丘陵地にあり浸水被害を受けないとともに、従来よりも近く、職員を1カ所に収容できることから、新たな移転候補先として相談したところ快く御了承いただき、協定を締結することとなった。

<参考> 平成28年6月に国土交通省倉吉河川国道事務所が発表した想定最大規模(1000年に一度程度(566mm/24時間))の大雨が降った場合には、天神川水系の氾濫により中部総合事務所の想定最大浸水深は5.7m(庁舎2階床面から1.5m程度)に及び、庁舎での業務継続は困難となることが想定される。

- (3) 主な協定内容

○天神川水系の氾濫による浸水により、中部総合事務所での業務継続が困難となることが想定される場合においては、県は事務所機能の移転を学校法人藤田学院に協力を要請し、次に掲げる大学施設の提供を受けて使用する。

- ・交流センター(大会議室、小会議室、中講義室、ラーニングコモンズスペース)
- ・シグナスホール(大講義室)

○協定に基づく大学施設等の借上げに要する経費については、光熱水費等の実費を負担する。

○協定の有効期間は、1年間とし、双方が協定終了を通知しない限り、延長更新する。

※学校法人藤田学院は、今年開学(短大設立)50周年を迎え、地域の方々とを繋ぐ拠点でもある新施設「交流センター」を今春から運用開始された。地域貢献に対する強い思いを持っておられ、この新施設の稼働を機に、本協定締結の運びとなったもの。



(交流センター全景)

災害時における鳥取看護大学及び鳥取短期大学の施設等の提供に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と学校法人藤田学院（以下「乙」という。）とは、天神川水系が氾濫し鳥取県中部総合事務所（以下「事務所」という。）が浸水し、事務所において業務を遂行することが困難となる恐れがある場合において、乙が所有する鳥取看護大学及び鳥取短期大学の施設（以下「大学施設」という。）に事務所機能を移転し、大学施設において切れ目なく事務所業務を継続して遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、天神川水系の氾濫により事務所が浸水し、事務所において業務を遂行することが困難となる恐れがある場合において、事務所機能を移転させ、切れ目なく事務所業務を継続して遂行するため、乙に対し大学施設及び大学施設内の設備（以下「大学施設等」という。）の提供を要請するものとする。

2 乙は、この協定に基づき可能な範囲で大学施設等の提供について協力するものとする。

（大学施設等の内容）

第2条 乙が甲に提供する大学施設等は、交流センター（大会議室、小会議室、中講義室、ラーニングコモンズスペース）、シグナスホール（大講義室）、その他必要な施設及びこれらの施設に設置されている設備とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に対し第1条第1項に規定する要請をするときは、口頭により行うものとする。

（提供期間）

第4条 甲が乙から大学施設等の提供を受ける期間は、事務所の被害状況、復旧見込みを勘案して甲及び乙が協議してその都度定める。

（借上げ費用等）

第5条 この協定に基づく大学施設等の借上げ費用の額は、光熱水費等の実費を負担する。

（大学施設等の利用方法）

第6条 甲は大学施設等の利用にあたっては、善良な管理者の注意義務を負うものとする。

2 甲は大学施設等を滅失、毀損、紛失した場合は、乙の請求により損害額を支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年6月5日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

平井伸治

乙 倉吉市福庭854
学校法人藤田学院
理事長

山田修平

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】	【スポーツ課】						
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
スポーツ課 〔 営繕課 〕	鳥取県立武道館空調熱源機器等更新工事	米子市両三柳	鳥取県立武道館空調熱源機器等更新工事米子ガス産業・曾我工業特定建設工事共同企業体 代表者 米子ガス産業株式会社 代表取締役 宇田川 俊宏	195,470,000円 (予定価格) 197,780,000円	令和3年6月2日 ～ 令和3年12月20日	令和3年6月1日	制限付 一般競争入札 (1社)